

政策 1 - 4

1. 政策名

金融再生法と預金保険法の適切な運用

2. 政策の目標

(目標)

金融機能の安定及びその再生並びに預金者等の保護等を図るため、金融再生法及び預金保険法に基づく金融機関の破綻処理等を行う。

(業績指標) 破綻処理等の実施状況

(説明)

(金融機関の破綻処理等について)

金融機関が破綻したとき、当庁は法令に従い金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下、「管理を命ずる処分」といいます)を行うことができます(以下、この管理を命ずる処分を受けた状態の金融機関を「被管理金融機関」といいます)。

破綻処理の方法には、破綻金融機関の一定の金融機能を維持できるように、その営業を付保預金¹と共に他の健全な金融機関に譲渡するなどして、その際必要な資金を預金保険機構が援助する方式と、預金者に直接保険金を支払い、破綻金融機関の金融機能を停止し清算する保険金支払方式の2つがあります。この点に関しては、破綻に伴う混乱や預金者の損失及び預金保険の負担を最小限に止めることが重要であり、金融整理管財人は、被管理金融機関の業務の暫定的な維持・継続を行いつつ、救済金融機関への営業譲渡作業等を行っています。

(金融危機の未然防止について)

預金保険法第102条によれば、同条に掲げられた措置²が講ぜられなければ、我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずることが

¹ 預金保険法の対象とされる預金等

² 破綻又は債務超過でない銀行については、資本増強
破綻金融機関又は債務超過の金融機関については、^ハイコソ超の資金援助
債務超過の破綻銀行については、特別危機管理

できることとなっています。

3．現状分析及び外部要因

我が国の経済情勢を見ると、依然としてデフレや資産価格の下落が続いています。デフレは企業の実質債務負担を増加させ、地価の下落は担保価値を引き下げ、金融機関の経営環境を厳しいものとしています。

デフレと不良債権問題との間には相互関係があり、集中調整期間³の後にデフレを克服するためにも、金融再生プログラム等の着実な実施による、より強固な金融システムの構築が必要です。

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

(金融機関の破綻処理等について)

平成 14 事務年度には、預金保険法に基づく管理を命ずる処分は行われませんでした。

同事務年度には、管理を命ずる処分が行われていた 2 銀行、5 信用組合の破綻金融機関について救済金融機関等に営業譲渡等が行われました。

このうち、2 銀行については、ともに預金等全額保護期限の平成 14 年 3 月末までに救済金融機関を決定することが困難との見通しとなったことから、預金保険機構の子会社として日本承継銀行を設立し、同行を救済金融機関として活用することにより、全額保護の下で最終受皿金融機関に再承継するスキームをとり、平成 15 年 3 月にそれぞれ営業譲渡が行われました。

また、5 信用組合については、既存金融機関に受皿となるところがない中で、その受皿となるべく信用組合が新設され、新設信用組合において経営の透明性等を確保するための措置が講じられたことを踏まえ、金融整理管財人により受皿金融機関として選定され事業譲渡が行われました。

円滑な破綻処理のための名寄せに必要な預金者データの正確性の確保については、預金保険機構と連携しつつ行った金融機関の検査において名寄せに支障を生ずるおそれがあると指摘された点について、是正策の報告を求めました。また、預金保険機構が、平成 14 年 12 月、15 年 3 月に「名寄せのデータの正確性に関するチェックポイント」を当庁と協議のうえ作成し、金融機関に対して送付して自主点検を求めました。関係機

³ 集中調整期間は、中期的に民間需要主導の成長を実現するための重要な準備期間（2004 年度まで）。

関との連携については、預金保険機構との間で、名寄せに必要な預金者データの正確性確保のための方策や金融機関の破綻時における初動対応について協議を行ったほか、預金保険機構より裁判所の関係部署等に対し、預金等全額保護の特例措置終了後の金融機関の破綻処理について説明を行い、連絡体制を確認しました。

(金融危機の未然防止について)

株式会社りそな銀行については、預金保険法第 102 条に基づき、平成 15 年 5 月 17 日、金融危機対応会議の議を経て、同行に対して、資本増強の必要性の認定を行うとともに、同行が資本増強の申込みを行うことができる期限を同年 5 月 30 日と決めました。

同年 5 月 30 日、同行から、資本増強の申込み及び経営健全化計画の提出がなされ、当該申込みの内容及び経営健全化計画を審査した結果、預金保険法第 105 条第 3 項各号に掲げる要件⁴に該当することから、同年 6 月 10 日、同行に対し資本増強を行うことを決定しました。

これを受け、同年 6 月 30 日、預金保険機構より同行に対して公的資金の払込みが行われました。

(2) 評価

(金融機関の破綻処理等について)

上記の 7 破綻金融機関については、金融整理管財人の管理の下で、上記の枠組みにより金融仲介機能の維持及び預金者等の保護が図られました。

このうち、2 銀行については、上記の通り、救済金融機関が直ちに現れない中で、承継銀行制度を初めて活用したことによって、預金等の全額保護が行われました。また、5 信用組合のうち 4 信用組合については、金融再生法に基づく管理を命ずる処分を受けておりましたが、受皿となる新設組合の経営の透明性確保を踏まえて事業譲渡が行われた結果、金融再生法に基づく破綻処理が全て終了されることとなりました。

また、今後の体制整備に関しては、預金等定額保護下で破綻処理の一層の迅速化が必要とされることに対応し、金融機関の迅速な破綻処理に必要な預金者データの正確性の確保や関係機関との連携が図られています。

⁴ 預金保険法第 105 条第 3 項は、以下の要件に該当する場合に限り、金融機関に対して資本増強の決定を行うことと定めています。

申込みに係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。
経営健全化計画の確実な履行等を通じて、金融機関の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

- ・経営の合理化のための方策
- ・経営責任の明確化のための方策
- ・株主責任の明確化のための方策

以上のように、破綻金融機関の処理については、預金等全額保護の下、金融再生法及び預金保険法の目的に則した処理が行われ、破綻処理に伴う混乱は最小限に止められたものと考えられます。また、今後の預金等定額保護下での破綻処理に備え、迅速・円滑な破綻処理のために適切な措置がなされていると考えます。

(金融危機の未然防止について)

資本増強について、金融危機対応会議の答申において「預金者、取引先、市場の不安を払拭する観点から、10%を十分上回る自己資本比率の確保が必要」との意見が申し添えられたことを踏まえ、1兆9,600億円の増強を行いました。

この間、りそな銀行の店頭においては、通常通りの業務が行われ、インターバンク市場等においても安定的に各種の金融取引が行われており、この資本増強により、我が国又は同行が業務を行っている地域において、信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じることを未然に防止することができました。

5 . 今後の課題

(金融機関の破綻処理等について)

金融機関の破綻処理等に関しては、これまでも迅速・円滑な営業譲渡等を行っていますが、預金等定額保護下では引き続き破綻処理等の一層の迅速化が必要です。

そのため、名寄せデータの正確性の向上や、預金保険機構、整理回収機構等の関係機関との緊密な連携に努める必要があります。

(金融危機の未然防止について)

りそな銀行に対して資本増強を実施したところであり、今後、経営健全化計画の着実な履行を通じ、徹底的な経営改革を図り、収益性を十分向上させていくことにより、経営改善が図られ、内部留保の蓄積を含め企業価値が高められていくことが不可欠です。当庁としては、経営健全化計画が着実に履行されるよう、りそなグループに対して厳正なフォローアップを行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

(金融機関の破綻処理等について)

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果は上がっていますが、預金等定額保護下での破綻処理を円滑に進めるため、名寄せデータの正確性の向上や関係機関等との連携を強化する等、取組みの一層の充実や改善等に努める必要があります。

(金融危機の未然防止について)

前述4.(2)のとおり、りそな銀行に対する資本増強により、金融危機を未然に防止することで政策は達成されました。なお、りそなグループについては、今後、経営健全化計画が着実に履行されるよう、厳正なフォローアップを行う必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記(政策効果の把握方法又は使用資料等)

[政策効果把握方法]

(金融機関の破綻処理等について)

政策効果は、金融機関の破綻処理等の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

(金融危機の未然防止について)

政策効果は、金融機関の預金動向や資金繰り動向等を参考にしつつ、把握に努めました。

[使用資料等]

(金融機関の破綻処理等について)

- ・ 金融機関の破綻処理の実施状況

(金融危機の未然防止について)

- ・ 金融機関の預金動向
- ・ 金融機関の資金繰り動向

9. 担当部局

監督局総務課金融危機対応室